

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物価監視班設置規程（昭和49年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 監視班の庶務は、 <u>県民生活・環境部県民生 活課</u> が所管する。	(庶務) 第6条 監視班の庶務は、 <u>県民生活・環境部消費者 行政課</u> が所管する。